

積雪密度観測業務 【積算基準】**1 適用範囲**

本歩掛は、積雪観測箇所において、積雪密度観測を行う場合に適用する。

2 作業区分

作業区分	作業の範囲
観測点移動	発注した事務所から積雪密度箇所間または、積雪密度箇所観測箇所間の移動を対象とする。
積雪密度観測	資料の採取、整形、測定、質量の測定及び寸法の確認し、密度を算出する。
資料整理	観測結果を表に取りまとめるとともに、写真撮影した結果を取りまとめる。

3 標準歩掛

職種 業務内容	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
観測点移動 100km 当り			0. 5 0	0. 5 0	
積雪密度観測 1 箇所/回当り			0. 4 0	0. 4 0	
資料整理 1 箇所/回当り			0. 0 6	0. 1 2	

4 その他

(1) 打合せ協議については、測量技師、測量技師補をそれぞれ 0.5 人／回（基準日額を含む）を当初及び成果品納入時の 2 回計上を標準とする。

なお、業務内容等を考慮し増減できるものとするが、打合せ回数を増加する場合は、中間時 1 回に測量技師補、測量助手をそれぞれ 0.5 人／回を加算するものとする。

(2) 旅費交通費については、「設計業務等標準積算基準」により計上する。なお、観測点間の移動に係る往復交通費（ライトバン）を別途計上するものとし、上記の観測点移動の歩掛から日数を算出する。

(3) 諸経費については、「設計業務等標準積算基準」の測量業務積算基準による。